

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:令和元年5月13日現在

福島県	出荷制限	摂取制限
原乳	1市4町2村 ^{※1}	—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	1市4町2村 ^{※2}	1市4町2村 ^{※2}
結球性葉菜類 (キャベツ等)		
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
カブ		—
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
原木シイタケ(施設栽培)	川俣町 伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)	— —
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村 西会津町(ナメコ・ムキタケを除く。) 会津美里町(ムキタケを除く。) 只見町(ナメコ、ムキタケ、クリタケ、マイタケを除く。)	南相馬市 いわき市 棚倉町
タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村	—
ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	川俣町(山木屋の区域に限る。) 伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理されるワサビ(畑において栽培されたものに限る。)を除く。)	— —
ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村	—
クサソテツ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大玉村、葛尾村	—
クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。)	南相馬市	—
コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村	—
コシアブラ(野生のものに限る。)	西会津町、只見町	—
ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村	—
ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村	—
ウワバミソウ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町	—
タラノメ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、北塩原村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村	—
フキ	葛尾村	—
フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村	—
フキノトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村	—
ワラビ	伊達市、南相馬市、川俣町、楢葉町、鮫川村、葛尾村	—
ワラビ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、喜多方市、いわき市、広野町	—
ウメ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)	—
ユズ	福島市 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)	— —
クリ	伊達市、南相馬市	—
キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域のうち平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)	—
米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
米(平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
米(平成26年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
米(平成27年産)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
米(平成28年産)	※7(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
米(平成29年産)	※8(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
米(平成30年産)	※9(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
米(平成31年産)(2019年産)	※10(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
ヤマメ(養殖を除く。)	猪苗代湖、小野川湖及び楢原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川(支流を含む。)及び酸川との合流点から上流の長瀬川(支流を含む。)を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	新田川 (支流を含む。)
ウグイ	秋元湖、小野川湖及び楢原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(支流を含む。ただし、酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
イワナ(養殖を除く。)	小野川湖及び楢原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楢原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楢原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
水産物5種 ^{※11}	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
生の肉 ^{※12}	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)	—
イノシシの肉	全域	6市10町4村 ^{※13}
カルガモの肉	全域	—
キジの肉	全域	—
クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢原町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村	—
ノウサギの肉	全域	—
ヤマドリの肉	全域	—

※1 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、大熊町、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)

※2 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)

※3 福島県広野町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(渡利、小倉寺及び南向台を除く。)、旧平田村、旧庭塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町、旧金谷川村、旧水原村及び旧立子山村の区域に限る。)、伊達市(旧月館町(月館町月館(閔ノ下、松橋川原、川向及び館ノ腰に限る。)及び月館町御代田(北、東、西及び新堀ノ内に限る。)に限る。)、旧掛田町(靈山町山野川に限る。)、旧柱沢村(保原町所沢(明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ町、河原田、東深町、西深町及び東田に限る。)及び保原町柱田(挾田、平、宮ノ内、前田、稻荷妻、砂子下及び根岸に限る。)に限る。)、旧堰本村(梁川町大関(寺脇、清水、清沢、松平、久保、棚塚、里クキ、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。)、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。)、旧石戸村、旧上保原村、旧靈山村、旧小手村及び旧富野村(梁川町八幡に限る。)の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村(渋川及び米沢に限る。)、旧岳下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧木幡村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧睦合村の区域に限る。)、国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、川俣町(旧飯坂村の区域に限る。)、三春町(旧沢石村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)

※4 福島県福島市(旧福島市、旧小国村、旧立子山村、旧松川町、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)、相馬市(旧玉野村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚、船引町中山字下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域に限る。)、南相馬市(小高区、原町区(片倉(字行津の区域に限る。)、馬場(字五台山、字横川及び字薬師岳の区域に限る。)、高倉(字助常、字吹屋峠、字七曲、字森及び字枯木森の区域に限る。)、雲(字袖原の区域に限る。)、小浜(字間形沢を除く区域に限る。)、下江井、小沢、堤谷、江井、米々沢、小木迫、鶴谷、大甕(字田堤、字森合、字森合東及び字観音前の区域に限る。)、高(字町田、字北ノ内、字山梨、字高田、字北川原、字権現壇、字原、字鍛冶内、字館ノ内、字弥勒堂、字薬師堂、字御稻荷、字中平、字大久保前、字花木内及び字高林の区域に限る。)及び大原(字和田城の区域に限る。)並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2102林班まで、2104林班から2109林班まで及び2130林班を除く区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村の区域に限る。)、川俣町(山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)、広野町、楓葉町、川内村及び飯館村(長泥並びに村内国有林磐城森林管理署2304林班、2305林班及び2310林班から2312林班までを除く区域に限る。)

町、猪俣町、川内村及び飯館村(長泥並びに村内国有林署城森林管理者2304林班、2305林班及び2310林班から2312林班までを除く区域に限る。)

※5 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、楢葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※6 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、楢葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※7 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、楢葉町・富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成26年9月12日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※8 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成26年9月12日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※9 福島県川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

※10 福島県大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
※11 カサゴ、コモンカスペ、サクラマス、ムラソイ、ビノスガイ
※12 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

※13 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:令和元年5月13日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市(ナラタケ、ムキタケ、クリタケ、ハタケシメジを除く)、十和田市(ナラタケ、ブナハリタケ、ムキタケを除く)、鰺ヶ沢町(ナラタケを除く)、階上町(ナラタケ、クリタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市 大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
水産物	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
肉	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、東松島市、蔵王町、富谷市 仙台市、気仙沼市、名取市、角田市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市、村田町
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町、旧瀬峰町、旧若柳町及び旧一迫町の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町、旧小斎村、旧筆甫村及び旧大内村の区域を除く。)
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
水産物	ワラビ(野生のものに限る。)	大崎市、加美町
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、各取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白石川の白幡堰堤より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雉子尾川の金栄橋より上流水域を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、行方市、小美玉市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く) ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
	タケノコ	北茨城市、鉾田市
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市、城里町、北茨城市、高萩市、石岡市、大子町、桜川市、笠間市
水産物	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。.

※1 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12歳未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:令和元年5月13日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	矢板市、上三川町、壬生町、塩谷町、那須町 宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、那須塩原市、さくら市、益子町、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
	こしあぶら(野生のものに限る。)※2	前橋市(旧富士見村に限る。)、沼田市、渋川市(旧伊香保町に限る。)、藤岡市(旧藤岡市に限る。)、みどり市(旧勢多郡東村に限る。)、下仁田町、中之条町、長野原町、草津町、みなかみ町、嬬恋村、片品村及び川場村
	たらのめ(野生のものに限る。)※2	前橋市(旧富士見村に限る。)、高崎市(旧倉渕村に限る。)、沼田市(旧利根村に限る。)、渋川市(旧渋川市に限る。)、吉岡町、中之条町(旧中之条町に限る。)及び川場村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
水産物	コイ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
	シカの肉	軽井沢町 富士見町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

※1 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

※2 旧市町村は平成15年3月31時点のもの

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和元年5月13日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和元年5月13日現在

福島県		出荷制限
クサソテツ(ごみ)	H23.5.9～: 福島市、桑折町 H24.5.1～: 相馬市、伊達市、国見町、三春町 H24.5.2～: 川俣町 H24.5.7～: 田村市、古殿町 H24.5.10～: 二本松市、大玉村 H25.4.30～: 郡山市 H25.5.14～: 椿葉町、葛尾村 H27.5.18～: 広野町	
クサソテツ(ごみ) (野生のものに限る。)	H26.4.24～H29.1.1解除: 会津美里町 H27.4.30～: 南相馬市 H24.5.2～: 福島市、二本松市 H24.5.7～: 郡山市、白河市、喜多方市、会津美里町、棚倉町、塙町 H24.5.10～: 伊達市、国見町、矢祭町、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷村、飯川村 H24.5.14～: 須賀川市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村 H24.5.17～: 桑折町、猪苗代町 H25.5.14～: 桑折町、猪苗代町 H25.5.17～: 柳津町、北塙原村 H25.5.14～: 葛尾村 H25.5.16～: 相馬市、南相馬市、古殿町、南会津町、新地町、泉崎村 H25.5.20～: 三島町、川内村 H25.5.22～: 浅川町、広野町 H25.5.28～: 本宮市、田村市、小野町、矢吹町、会津坂下町、玉川村、平田村、中島村 H25.5.29～: 三春町 H25.6.3～: 会津若松市、鏡石町 H25.6.5～: 金山町 H25.6.10～: 昭和村	
コシアブラ	H28.4.28～: 西会津町 H28.5.6～: 只見町 H24.5.2～: いわき市、二本松市 H24.5.10～: 相馬市 H24.5.24～: 川俣町 H25.5.1～: 南相馬市 H25.5.14～: 椿葉町、葛尾村 H25.5.16～: 須賀川市 H25.5.20～: 川内村 H25.6.10～: 郡山市 H27.5.11～: 田村市	
ゼンマイ (野生のものに限る。)	H26.5.14～: 広野町、大玉村	
ウワボミソウ (野生のものに限る。)	H25.6.24～: 須賀川市、国見町	
タラノメ 野菜類 (野生のものに限る。)	H24.5.1～: いわき市、相馬市、伊達市、桑折町 H24.5.2～: 福島市 H24.5.7～: 郡山市、白河市、塙町、新地町 H24.5.10～: 大玉村、西郷村 H24.5.14～: 川俣町 H25.4.25～: 南相馬市 H25.5.14～: 広野町、飯川村、葛尾村 H25.5.16～: 二本松市、古殿町、東崎村 H25.5.20～: 川内村 H25.5.28～: 本宮市、須賀川市 H25.6.3～: 鏡石町 H25.6.10～: 田村市 H26.5.14～: 猪苗代町 H30.5.2～: 北塙原村	
フキ	H27.5.25～: 葛尾村	
フキ(野生のものに限る。)	H25.6.19～: 桑折町、椿葉町 H26.6.16～: 天栄村	
フキノトウ (野生のものに限る。)	H24.4.9～H31.2.27解除: 田村市 H24.4.16～: 伊達市、桑折町、国見町 H28.4.11～: 椿葉町、葛尾村 H27.2.25～: 南相馬市 H28.1.20～: 本宮市	
ワラビ	H24.5.10～: 伊達市 H24.5.10～H29.9.11一部解除: いわき市（栽培されるワラビは出荷制限の対象から除く。） H24.5.17～: 川俣町 H24.5.17～H27.5.15一部解除: 喜多方市（栽培されるワラビは出荷制限の対象から除く。） H24.5.17～H28.6.24一部解除: 福島市（栽培されるワラビは出荷制限の対象から除く。） H25.4.25～: 南相馬市 H25.6.11～: 飯川村 H28.4.30～: 椿葉町 H26.5.14～: 葛尾村	
ワラビ(野生のものに限る。)	H25.5.14～: 二本松市 H28.5.14～: 広野町	
ウメ	H23.6.2～H25.10.21解除: 福島市、伊達市、桑折町 H23.6.8～: 南相馬市（福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字築師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。） H23.6.8～H27.8.19解除: 南相馬市（福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字築師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H24.6.6～H25.10.21解除: 国見町 H23.6.6～H24.7.11解除: 相馬市	
ユズ	H23.8.29～: 福島市 H23.8.29～: 南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。） H24.1.10～H27.1.29解除: いわき市 H23.10.14～H28.3.1解除: 桑折町 H23.10.14～H29.2.1解除: 伊達市 H23.8.29～H30.12.6解除: 南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
クリ	H23.9.20～: 伊達市、南相馬市 H24.9.26～H27.1.23解除: 二本松市 H24.10.12～H26.11.17解除: いわき市	
キイフルーツ	H23.12.9～H26.11.17解除: 相馬市 H23.12.9～: 南相馬市（福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域のうち平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。） H23.12.9～H25.12.25解除: 南相馬市（福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字築師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.12.9～H30.12.13解除: 南相馬市（福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字築師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域のうち、平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
小豆	H25.1.4～H26.3.13一部解除: ～H27.10.23解除: 福島市（旧大曾根村の区域に限る。）、南相馬市（旧石神村の区域に限る。）	
雜穀 大豆	H24.11.15～H25.11.7一部解除: ～H27.10.23解除: 南相馬市（旧石神村の区域に限る。） H24.12.25～H26.3.13一部解除: ～H27.10.23解除: 須賀川市（旧長沼町の区域に限る。） H25.1.4～H26.3.13一部解除: ～H26.10.7解除: 郡山市（旧高野村の区域に限る。） H25.1.4～H25.8.9一部解除: ～H27.10.23解除: 二本松市（旧小浜町及び旧浜川村の区域に限る。）、大玉村（旧玉井村の区域に限る。） H25.1.4～H25.8.9一部解除: ～H26.10.7解除: 桑折町（旧伊良崎村の区域に限る。） H25.2.18～H25.7.10一部解除: ～H27.10.23解除: 福島市（旧立子山村の区域に限る。） H25.3.5～H25.7.10一部解除: ～H27.10.23解除: 福島市（旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。） H25.3.25～H25.7.10一部解除: ～H27.10.23解除: 福島市（旧庭塚村の区域に限る。） H25.1.4～H25.5.17一部解除: ～H26.10.7解除: 伊達市（旧坂本村及び旧富野村の区域に限る。） H25.1.4～H25.7.10一部解除: ～H27.10.23解除: 福島市（旧野庄村及び旧平野村の区域に限る。） H25.1.4～H25.11.7一部解除: ～H26.8.25解除: 本宮市（旧和木沢村（白沢村）の区域に限る。） H25.12.18～H27.6.22一部解除: ～H27.10.23解除: 南相馬市（旧大田村の区域に限る。） H26.12.17～H27.6.23一部解除: ～H28.3.25解除: 本宮市（旧白岩村に限る。） H26.12.17～H28.3.25解除: 大玉村（旧大山村に限る。）	
穀類 (平成23年度)	H23.11.17～: 福島市（旧小国村の区域に限る。） H23.11.29～: 伊達市（旧小国村及び旧月館町の区域に限る。） H23.12.5～: 福島市（旧福島市の区域に限る。） H23.12.8～: 二本松市（旧浜川村の区域に限る。） H23.12.9～: 伊達市（旧柱沢村及び旧富成村の区域に限る。） H23.12.19～: 伊達市（旧掛田町の区域に限る。） H24.1.4～: 伊達市（旧坂本村の区域に限る。）	

※  の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和元年5月13日現在

福島県		出荷制限		
福島県広野町、楳葉町（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、田村市（都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬沢、常葉町福山並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字次屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字桔木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字美姫山、原町区片倉字行津及び原町区大原字と田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。）、福島市（旧福島市（波利寺、小倉寺及び南向寺を除く。）、旧田村（旧田舎村）、旧庭家村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町及び旧金谷川村の区域に限る。）、伊達市（旧月館町（月館下、松橋川原田、河原田、東深沢、西深沢、西深沢及び東田に限る。）及び保原町柱田（挾田、平、宮ノ内、前田、福橋妻、砂子下及び根岸に限る。）に限る。）、旧掛田町（靈山町山野川に限る。）、旧柱沢村（保原町所沢（明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、音ノ町、東深沢、西深沢、西深沢及び東田に限る。）及び保原町柱田（挾田、平、宮ノ内、前田、福橋妻、砂子下及び根岸に限る。）に限る。）、旧石井村、旧上保原村、旧雷山村、旧小手村及び旧富野村（梁川町八幡に限る。）、二本松市（旧浜川村（浜川及び米沢に限る。）及び旧下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧木幡村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村（岩代町）及び旧太田村（東和町）の区域に限る。）、本宮市（旧白岩村、旧和木沢村（白沢村）及び旧本宮町の区域に限る。）、桑折町（旧半田村及び旧睦合村の区域に限る。）及び国見町（旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）				
H24.4.5～H24.7.26一部解除：須賀川市（旧西袋村の区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）				
H24.4.11.5～H24.4.11.8一部解除：大玉村（旧玉井村の区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）				
H24.4.11.5～H24.4.11.8一部解除：郡山市（旧久富山村の区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）				
H24.4.11.7～H24.4.11.12一部解除：福島市（旧水原村の区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）				
H24.4.11.15～H24.4.11.19一部解除：三春町（旧沢石村の区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）				
H24.4.11.26～H24.4.11.29一部解除：福島市（旧立子山村の区域に限る。）、川俣町（旧飯坂村の区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）				
H24.4.11.28～H24.4.12.4一部解除：いわき市（旧山田村の区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）				
福島県福島市（旧福島市、旧小国村、旧立子山村、旧松川町、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村の区域に限る。）、郡山市（旧富久山町の区域に限る。）、いわき市（旧山田村の区域に限る。）、須賀川市（旧西袋村の区域に限る。）、相馬市（旧玉野村の区域に限る。）、二本松市（旧沢石村の区域に限る。）、田村市（都路町、船引町横道、船引町中山字小塚、船引町中山字下馬沢、常葉町福山並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域に限る。）、南相馬市（小高区、原町区片倉字行津の区域に限る。）、馬場（字五台山、字川原川、字美姫山、字七曲、宇森及び字宇松木森の区域に限る。）、東北（字田中、字北川原、字稚現塙、字原、字鏡治内、字鏡治外、字美師堂、字御荷舟、字中平、字大久保前、字花木内及び字高林の区域に限る。）、また大原（字和田町の区域に限る。）並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2104林班から2109林班まで及び2130林班を除く区域に限る。）、伊達市（旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。）、本宮市（旧白岩村の区域に限る。）、川俣町（山木屋並びに町内国有林磐城森林管理署2304林班、2305林班及び2310林班から2312林班までを除く区域に限る。）、大玉村（旧玉井村の区域に限る。）、広野町、楳葉町、川内村及び飯館村（長泥並びに村内国有林磐城森林管理署2304林班、2305林班及び2310林班から2312林班までを除く区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）				
穀類 米（平成25年産）	H25.3.19～：前川（宇摩原の区域に限る。）、小浜（字間形沢を除く区域に限る。）、下江井、小沢、堀澤、江井、ミズ沢、小木畠、鶴谷、大妻（宇土堤、宇森合東及び宇菅音の区域に限る。）、東北（字田中、字北川原、字稚現塙、字原、字鏡治内、字鏡治外、字美師堂、字御荷舟、字中平、字大久保前、字花木内及び字高林の区域に限る。）、また大原（字和田町の区域に限る。）並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2104林班から2109林班まで及び2130林班を除く区域に限る。）、伊達市（旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。）、本宮市（旧白岩村の区域に限る。）、川俣町（山木屋並びに町内国有林磐城森林管理署2304林班、2305林班及び2310林班から2312林班までを除く区域に限る。）、大玉村（旧玉井村の区域に限る。）、広野町、楳葉町、川内村及び飯館村（長泥並びに村内国有林磐城森林管理署2304林班、2305林班及び2310林班から2312林班までを除く区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）			
	福島県福島市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川俣町（平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指し解除準備区域に限る。）、相馬市（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指し解除準備区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）及び飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）			
米（平成26年産）				
H26.3.20～：前川（宇摩原の区域に限る。）、双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指し解除準備区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）及び飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）				
米（平成27年産）				
H27.3.20～：前川（宇摩原の区域に限る。）、双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指し解除準備区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）及び飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）				
米（平成28年産）				
H28.3.25～：前川（宇摩原の区域に限る。）、双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指し解除準備区域に限る。）、川内村（平成26年4月1日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指し解除準備区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）及び飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）				
米（平成29年産）				
H29.3.24～：前川（宇摩原の区域に限る。）、双葉町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成26年9月12日付け指示により設定された避難指し解除準備区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）及び飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）				
米（平成30年産）				
H30.3.23～：前川（宇摩原の区域に限る。）、双葉町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指し解除準備区域に限る。）、川内村（平成26年9月12日付け指示により設定された避難指し解除準備区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）				
米（平成31年産）（2019年産）				
H31.3.22～：福島県大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、双葉町（平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）				
イカナゴの稚魚				
H24.3.40～H24.6.22解除：全域				
H23.6.6～：秋元湖、檜原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）及び福島県内の阿武隈川（支流を含む。）				
H23.6.17～：真野川（支流を含む。）				
H24.3.29～：新田川（支流を含む。）				
H24.3.29～：太田川（支流を含む。）				
H24.4.5～H27.9.30解除：酸川（支流に限る。）				
H24.4.24～：猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川（支流を含む。ただし酸川を除く。）及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。）				
H24.6.7～H27.7.30解除：福島県内の久慈川（支流を含む。）				
H23.6.6～H31.3.14解除：秋元湖及びこれに流入する河川（支流を含む。）、長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）				
H23.6.17～：真野川（支流を含む。）				
H23.6.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）				
H24.3.29～：秋本湖、桧原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川（酸川との合流点から上流部分に限る。）				
H24.4.24～H29.4.27解除：猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川（支流を含む。ただし酸川及びその支流を除く。）及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。）				
H24.5.24～H26.10.24解除：福島県内の只見川（うち滝ダムの上流（支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。））				
H24.5.31～：阿武隈川のうち信夫ダムの上流（支流を含む。）				
ウナギ				
H24.8.2～：福島県内の阿武隈川（支流を含む。）				
アユ（養殖を除く。）				
H23.6.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）、真野川（支流を含む。）、新田川（支流を含む。）				
H24.4.12～H27.9.30解除：酸川（支流に限る。）				
H24.4.24～H26.8.25解除：只見川のうち上田ダムの間（支流を含む。）				
H24.4.24～H26.11.12解除：只見川のうち上田ダムの下流（支流を含む。）				
H24.4.24～H27.1.14解除：日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。）				
H24.4.24～H31.3.14解除：秋元湖及びこれに流入する河川（支流を含む。）、長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）				
H24.6.16～：阿武隈川のうち信夫ダムの上流（支流を含む。）				
ウナギ（養殖を除く。）				
H24.4.24～H26.1.24解除：只見川のうち本名ダム（支流を含む。）、只見川のうち本名ダム下流（支流を含む。）、長瀬川（酸川との合流地点から上流の部分に限る。）並びに日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。）				
H24.4.24～H26.4.25解除：只見川のうち本名ダムの間（支流を含む。）				
H24.4.24～H26.9.25解除：只見川のうち本名ダム下流（支流を含む。）				
H24.4.24～H27.1.14解除：日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。）				
H24.4.24～H31.3.14解除：秋元湖及びこれに流入する河川（支流を含む。）、長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）				
H24.6.16～：阿武隈川のうち信夫ダムの上流（支流を含む。）				
コイ（養殖を除く。）				
H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）、阿武隈川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）				
H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）				

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和元年5月13日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26~: 十和田市(ナラタケ、ブナヒリタケ、ムキタケを除く。)、階上町(ナラタケ、クリタケを除く。) H24.10.26~H27.11.20解除: 十和田市(ナラタケを除く。) H24.10.26~H30.11.7解除: 十和田市(ブナヒリタケ、ムキタケに限る。) H24.10.30~: 青森市(ナラタケ、ムキタケ、クリタケ、ハタケシメジを除く。) H24.10.30~H27.11.20解除: 青森市(ナラタケに限る。) H25.10.1~: 鰐ヶ沢町(ナラタケを除く。) H25.10.1~H27.11.20解除: 鰐ヶ沢町(ナラタケに限る。) H24.10.26~H29.3.3解除: 階上町(ナラタケに限る。) H24.10.26~H30.11.7解除: 階上町(クリタケに限る。)
		H24.8.27~H24.10.31解除: 青森県東通水戸屋場灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道よりも町屋安岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手両県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線
		H24.5.31~: 一関市、奥州市 H25.4.30~: 階高田市(下記の地域を除く。) H25.4.30~H28.3.29解除: 階高田市(旧氣仙町、広田町、旧高田町、旧小友村、旧竹駒村及び旧米崎村の区域に限る。)
		H24.11.2~: 一関市、奥州市 H24.4.13~H27.4.10一部解除: 平泉町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.20~H27.4.10一部解除: 大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.25~H27.4.10一部解除: 平泉町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.25~H27.4.10一部解除: 一関市、大槌町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7~H28.1.25一部解除: 釜石市、奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7~H27.1.10一部解除: 花巻市、北上市、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7~H27.1.17一部解除: 花巻市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.10~H25.5.8解除: 青森市 H24.10.18~: 釜石市 H24.10.18~H29.10.27一部解除: 大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.10.23~: 階高田市 H24.11.2~: 一関市、奥州市 H24.10.11~: 一関市、階高田市、平泉町 H24.10.16~: 釜石市 H24.10.18~: 奥州市 H24.10.29~: 大船渡市、金ヶ崎町 H24.11.7~: 遠野市 H25.10.9~: 住田町 H24.5.10~: 奥州市、花巻市 H24.5.14~: 釜石市 H24.5.18~: 住田町 H25.5.9~: 北上市 H25.5.16~: 遠野市 H27.5.12~: 一関市 H24.5.30~: 奥州市 H24.5.30~H27.2.21解除: 一関市 H24.5.16~: 一関市、奥州市 H24.5.16~: 住田町 H24.5.16~: 奥州市、階高田市 H25.5.17~: 一関市 H25.6.4~: 平泉町 H26.5.7~: 釜石市 H25.1.4~H25.2.4一部解除: 一関市(旧盛清水村の区域に限る。) H25.7.1解除: 一関市(旧洪民村の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。)
		H24.11.13~H26.4.1解除: 盛岡市(旧洪民村の区域に限る。) H24.11.30~H26.4.1解除: 奥州市(旧川内村の区域に限る。)
		H24.1.13~H27.1.20解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国挙げた経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.1.16~H31.3.14解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国挙げた経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.5.2~H25.1.17解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国挙げた経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.5.6~H25.8.30解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国挙げた経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂から正東の線、宮城県石巻市金華山頂から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海 H24.5.8~: 砂巻川(支流を含む。) H24.5.8~H27.9.30解除: 砂巻川(支流を含む。) H24.5.11~H27.3.10解除: 岩手県内の北上川のうち四十四年ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、網取ダムの上流、豊平ダムの上流及び早峰ダムの上流を除く。) H24.6.12~H26.7.31解除: 気仙川(支流を含む。) H24.5.11~H26.8.25解除: 大川(支流を含む。)
		H23.8.1~H23.8.25一部解除: 全域 H24.1.3~H24.1.3解除: 全域
		H24.9.10~: 全域 H24.7.28~: 全域 H24.10.22~: 全域
	宮城県	出荷制限
農産物	タケノコ	H24.5.1~H27.4.24解除: 白石市 H24.5.1~: 丸森町(下記の区域を除く。) H24.5.1~H26.4.17解除: 丸森町(旧河野村の区域に限る。) H24.5.1~H27.4.24解除: 白石市(旧河野村及び小糸村の区域に限る。) H24.5.1~H30.1.26解除: 丸森町(旧河原村及び旧大内村の区域に限る。) H24.6.29~H27.7.17解除: 丸森町(下記の区域を除く。) H24.6.29~H27.7.17解除: 斎藤市(旧波崎町、旧高清水町及び旧瀬崎町の区域に限る。) H24.6.29~H29.9.10解除: 斎藤市(旧河原村の区域に限る。) H24.6.29~H31.2.14解除: 斎藤市(旧一迫町の区域に限る。) H28.6.7~H30.10.25解除: 大崎市(旧三木町の区域に限る。) H24.1.16~: 白石市 H24.3.8~H31.2.14一部解除: 丸森町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.3.16~: 亂石町 H24.4.11~H27.8.25一部解除: 水気沼市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.11~H27.7.17一部解除: 南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12~H28.1.25一部解除: 斎藤市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.19~: 石巻市 H24.4.20~H27.4.10一部解除: 石巻市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.25~: 鶴巣島 H24.4.25~H28.8.26一部解除: 登米市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.27~H30.1.18一部解除: 名取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.27~H27.9.11一部解除: 加美町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.19~: 蓼島 H24.6.29~H27.7.17解除: 斎藤市(旧波崎町、旧高清水町及び旧瀬崎町の区域に限る。) H24.6.29~H29.9.10解除: 斎藤市(旧河原村の区域に限る。) H24.6.29~H31.2.14解除: 斎藤市(旧一迫町の区域に限る。) H28.6.7~H30.10.25解除: 大崎市(旧三木町の区域に限る。) H24.1.16~: 白石市 H24.3.8~H31.2.14一部解除: 丸森町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.3.16~: 亂石町 H24.4.11~H27.8.25一部解除: 水気沼市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.11~H27.7.17一部解除: 南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12~H28.1.25一部解除: 斎藤市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.19~: 石巻市 H24.4.20~H27.4.10一部解除: 石巻市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.25~: 鶴巣島 H24.4.25~H28.8.26一部解除: 登米市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.27~H30.1.18一部解除: 名取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.27~H27.9.11一部解除: 加美町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7~H28.3.31一部解除: 大崎村(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.18~H29.9.11一部解除: 大崎村(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.1.16~H30.4.24一部解除: 角田市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.5~H30.4.24一部解除: 村田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.10.18~: 斎藤市、大崎市 H26.9.24~: 仙石市 H28.9.12~: 村田町 H24.4.27~H30.11.13解除: 要原市 H24.4.27~H27.6.23一部解除: 大崎市 ～H29.5.3解除: 大崎市 H24.5.2~H25.5.25解除: 加美町 H24.5.9~H29.7.24解除: 気仙沼市 H24.5.7~H29.7.11一部解除: 色張町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.10~H29.7.11一部解除: 七ヶ宿町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.27~H27.2.18一部解除: 仙台市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7~H27.2.18一部解除: 大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7~H28.12.22一部解除: 川崎町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.18~H29.3.31一部解除: 大崎村(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.1.16~H30.4.24一部解除: 角田市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.5~H30.4.24一部解除: 村田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.10.18~: 斎藤市、大崎市 H28.9.12~: 村田町 H24.4.27~H30.11.13解除: 要原市 H24.4.27~H27.6.23一部解除: 大崎市 ～H29.5.3解除: 大崎市 H24.5.2~H25.5.25解除: 加美町 H24.5.9~H29.7.24解除: 気仙沼市 H24.5.7~H29.7.11一部解除: 色張町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.10~H29.7.11一部解除: 七ヶ宿町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.27~H27.2.18一部解除: 仙台市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7~H27.2.18一部解除: 大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7~H28.12.22一部解除: 川崎町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.18~H29.3.31一部解除: 大崎村(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.1.16~H30.4.24一部解除: 角田市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.5~H30.4.24一部解除: 村田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.27~H30.11.13解除: 要原市 H24.5.19~H28.3.18解除: 要原市(旧成辺村の区域に限る。) H24.1.16~H26.4.1解除: 要原市(旧金成村の区域に限る。) H24.12.14~H26.2.25解除: 大崎市(旧一栗村の区域に限る。) H24.4.27~H27.1.20解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国挙げた経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.11.6~H31.3.14解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国挙げた経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.12~H27.1.20解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国挙げた経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海 H24.10.25~H27.1.20解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国挙げた経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海 H24.5.20~H25.5.1解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国挙げた経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海 H25.6.4~H25.8.30解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国挙げた経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海 H24.5.2~H24.8.30解除: マダラ(1kgの重量が1キログラム未満のものに限る。) H24.5.2~H25.1.7解除: マダラ(1kgの重量が1キログラム以上ものに限る。) H24.5.27~H25.1.17解除: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) H24.5.27~H25.1.17解除: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)のうち、白柳堤堰より上流の白石川(支流を含む。) H24.5.27~H29.4.27解除: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)のうち、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雉子尾川の金堀橋より上流水域 H24.4.20~H27.9.30解除: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)のうち、五福谷川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。(ただし、七ヶ宿ダムより上流を除く。) H24.5.24~H29.4.24解除: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)のうち、浦井川及びその支流並びに澄川(支流を含む。)のうち、五福谷川(支流を含む。)及び五福谷川(支流を含む。) H24.6.22~H24.6.22解除: 一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)及び若石川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)及び若石川(支流を含む。) H24.12.20~H24.12.20解除: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。 H24.4.20~H24.4.20解除: 宮城県内の

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和元年5月13日現在

山形県		出荷制限
肉 クマの肉	H24.9.10～H28.3.17一部解除: 全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。)	出荷制限
茨城県		出荷制限
原乳	H23.3.23～4.10解除: 全域	出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解除: 全域(下記の地域を除く。) H23.3.21～6.1解除: 北茨城市、高萩市	出荷制限
カキナ	H23.3.21～4.17解除: 全域	出荷制限
バセリ	H23.3.23～4.17解除: 全域	出荷制限
	H24.4.6～H29.9.6解除: 潤水市 H24.4.6～H27.4.17解除: つくばみらい市 H24.4.13～H27.4.8.6解除: 利根町 H24.4.13～H27.4.17解除: 守谷市 H24.4.13～H27.10.2解除: 取手市 H24.4.13～H28.1.14解除: 石岡市 H24.4.13～H28.9.2解除: 鹿嶋市 H24.4.6～H29.7.24解除: 小美玉市 H24.4.19～H29.12.4解除: ひたちなか市 H24.4.19～: 銚子市	出荷制限
タケノコ	H24.4.19～H27.4.17解除: 東海村 H24.4.19～H27.9.11解除: 東海村 H24.4.26～: 北茨城市 H24.4.26～H30.11.28: 大洗町	出荷制限
野菜類	H23.10.14～: 銚子市 H23.10.14～H29.6.22一部解除: 行方市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H23.10.14～H30.7.10一部解除: 小美玉市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H23.10.14～H30.12.13一部解除: 生浦市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	出荷制限
原木シイタケ(露地栽培)	H23.11.10～: 茨城町、阿見町 H24.4.6～: 常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13～: ひたちなか市、那珂市	出荷制限
原木シイタケ(施設栽培)	H23.10.14～H28.4.8一部解除: 玉浦市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H23.10.14～H28.5.18一部解除: 銚子市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H23.11.10～H30.4.24一部解除: 行方町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)	出荷制限
コシアブラ	H24.5.2～: 佐賀太町(野生のものに限る。) H20.5.29～: 境町(野生のものに限る。) F15.1.9～: 北茨城市、高萩市、石岡市、大字町、桜川市、笠間市(野生のものに限る。)	出荷制限
水産物	H24.7.5～H27.10.2解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.5～H28.6.28解除: 北緯36度38分の線、我が国他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 スズキ H24.4.17～H28.1.14解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 シロメバル H24.4.13～H27.10.2解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 二べ H24.4.17～H28.5.14解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 マダラ H24.11.9～H26.11.20解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 ヒラメ H24.4.17～H27.2.5解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 コモ・カスペ H24.6.1～H27.10.2解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 アメリカマグロ(養殖を除く。) H24.4.17～H28.3.4解除: 霞ヶ浦、北浦及び外洋逆流並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川 ギンブリ(養殖を除く。) H24.5.7～H28.1.30解除: 行方町内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。) ウナギ H24.5.7～H26.1.30解除: 行方町内の利根川(支流を含む。)	出荷制限
肉 イノシシの肉	H23.12.2～H23.21.2一部解除: 全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	出荷制限
その他 茶	H23.6.2～H25.11.1解除: 結城市、龍ヶ崎市、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村 H23.6.2～H10.18解除: 古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町 H23.6.2～H24.4.9解除: 大字町 H23.6.2～H24.5.23解除: 常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.5.30解除: 石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2～H24.6.5解除: 銚子市 H23.6.2～H24.7.24解除: 水戸市 H23.6.2～H24.8.20解除: 高萩市 H23.6.2～H24.10.5解除: ひたち市 H23.6.2～H24.10.11解除: つくば市 H23.6.2～H24.5.3解除: 牛久市 H23.6.2～H25.5.29解除: 土浦市、北茨城市、笠間市 H23.6.2～H25.6.17解除: 小美玉市	出荷制限
栃木県	出荷制限	
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21～4.27解除: 全域	出荷制限
カキナ	H23.3.21～4.14解除: 全域	出荷制限
	H24.2.15～: 銚子市 H24.2.15～H30.6.13一部解除: 那須塩原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10～: 塙谷町、那須町 H24.4.10～H30.3.28一部解除: 高根沢沢町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10～H26.7.9一部解除: 芳賀町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10～H27.6.5一部解除: 半額宮市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10～H28.5.18一部解除: さくら市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.11～H28.5.18一部解除: 塙谷町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.11～H27.2.20一部解除: 日光市、大田原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12～: 上三川町 H24.4.12～H30.3.28一部解除: 足利市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12～H27.2.20一部解除: 芳賀町、那須川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12～H27.1.21一部解除: 市貞町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12～H28.1.25一部解除: 那須烏山市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12～H28.5.18一部解除: 鹿沼市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12～H28.12.22一部解除: 真鍋市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.13～: 生吉町 H24.4.13～H27.8.7一部解除: 栃木市(旧岩舟町を除く。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.2.15～H26.10.24一部解除: 那須塩原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.2.15～H28.10.23一部解除: 矢板市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10～H27.8.7一部解除: 那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10～H26.8.28一部解除: 芳賀町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12～H27.2.20一部解除: 大田原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.29～H28.8.28一部解除: さくら市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.6.4～H26.4.17一部解除: 鹿沼市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.6.28～H27.8.5一部解除: 生吉町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.11.29～H26.10.24一部解除: 日光市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)	出荷制限
原木シイタケ(露地栽培)	出荷制限	
原木シイタケ(施設栽培)	出荷制限	
原木クリタケ(露地栽培)	出荷制限	
原木ナメコ(露地栽培)	出荷制限	
野菜類	出荷制限	
キノコ類(野生のものに限る。)	出荷制限	
タケノコ	出荷制限	
カサソテツ(ごごみ)(野生のものに限る。)	出荷制限	
コシアブラ(野生のものに限る。)	出荷制限	
サンショウ(野生のものに限る。)	出荷制限	
ゼンマイ(野生のものに限る。)	出荷制限	
タラノメ(野生のものに限る。)	出荷制限	
ワラビ(野生のものに限る。)	出荷制限	
クリ	出荷制限	

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:令和元年5月13日現在

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除: 桜木県内の達良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む)。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除: 永野川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除: 桜木県内の達良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H26.5.30～H27.6.23解除: 栃木県内の達良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.28解除: 大戸川(支流を含む)。ただし、荒井川及びその支流を除く。 H24.5.30～H24.9.28解除: 荒井川(支流を含む。)
		H24.5.30～H25.1.23解除: 武茂川(支流を含む。) 及び板木県内の郡山川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む)。ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。)
肉	牛の肉	H23.8.2～H23.8.25一部解除: 全域 ～H31.3.28解除: 全域
	イノシシの肉	H23.12.2～H23.12.5一部解除: 全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
	シカの肉	H23.12.2～: 全域
その他	茶	H23.7.8～H24.6.1解除: 栃木市 H23.6.2～H25.3.26解除: 大田原市 H23.6.2～H25.5.31解除: 鹿沼市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除: 全域
	カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域 H24.9.25～: 沼田市、東吾妻町、嬬恋村
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.10～: 高山村 H24.10.16～: 安中市 H24.10.23～: 長野原町 H24.11.13～: みなかみ町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	H30.6.7～: 前橋市(旧富士見町に限る。)、沼田市、渋川市(旧伊香保町に限る。)、藤岡市(旧藤岡市に限る。)、みどり市(旧勢多郡東村に限る。)、下仁田町、中之条町、長野原町、草津町、みなかみ町、嬬恋村、片品村及び川場村 旧市町村は平成15年3月31日時点のもの
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～: 葛西川のうち磐島橋から東京電力株式会社佐久発電所善姜川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.4.27～H24.5.19解除: 磐根川(支流を含む。) H24.4.27～H25.4.25解除: 小川中(支流を含む。) 及び続ノ木川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.8～: 善姜川のうち磐島橋から東京電力株式会社佐久発電所善姜川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.6.8～H25.6.28解除: 薄根川(支流を含む。) H26.3.12～H30.1.29解除: 薄根川(支流を含む。)
	イノシシの肉	H24.10.10～: 全域
	クマの肉	H24.9.10～: 全域
肉	シカの肉	H24.11.14～: 全域
	ヤマドリの肉	H25.1.23～: 全域
	その他	H23.6.30～H24.5.28解除: 桐生市 H23.6.30～H25.6.7解除: 津川市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.16～: 横瀬町、皆野町 H24.10.29～: ときがわ町 H24.11.5～: 鳩山町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除: 境市、香取市、多古町
	ショウギク、チングンサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除: 旭市
	ハセリ	H23.4.4～4.22解除: 旭市
	セルリー	H23.4.4～4.22解除: 旭市
タケノコ	タケノコ	H24.4.5～H25.10.23解除: 市原市、木更津市 H24.4.6～H28.1.14解除: 筱町 H24.4.6～H28.9.21解除: 柏市、白井市 H24.4.11～H27.1.22解除: 柏市、白井市 H24.4.11～H25.10.23解除: 八千代市 H24.4.12～H25.10.23解除: 船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除: 芝山町
	原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.11～: 我孫子市 H23.10.11～H26.10.14一部解除: 喜多市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H23.11.18～: 流山市
		H23.12.22～H26.10.14一部解除: 佐久市 H24.2.23～H28.1.25一部解除: 印西市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10～: 白井市
		H24.4.18～: 八千代市
水産物	原木シイタケ(施設栽培)	H24.5.16～H26.3.19一部解除: 山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.11.14～H26.10.14一部解除: 富浦市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.18～H29.2.15一部解除: 千葉市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.16～H28.3.19一部解除: 山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.11.14～H26.11.20一部解除: 富浦市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.12.14～H28.10.14一部解除: 喜多市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)
	ギンブナ	H24.7.19～: 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
	コイ	H25.7.3～: 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	H25.11.12～: 千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む)。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両国用水第一揚水機場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	H24.11.5～H25.1.18一部解除: 全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
	その他	H23.6.2～H24.5.27解除: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除: 藤浦市 H23.6.2～H24.5.25解除: 八街市 H23.6.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市 H23.6.2～H25.5.12解除: 成田市
	茶	H23.6.2～H24.10.19解除: 漢河原町
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.6.23～9.12解除: 松田町、山北町 H23.8.2～10.4解除: 鎌川町、清川村 H23.6.23～10.26解除: 相模原市 H23.6.27～10.26解除: 中井町 H23.6.2～11.1解除: 小田原市 H23.6.2～11.10解除: 真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除: 漢河原町
新潟県		出荷制限
農産物	コシアブラ(野生のものに限る。)	H29.6.9～: 焼舟市、津南町
		H30.5.21～: 南魚沼市、湯沢町
肉	クマの肉	H24.11.5～: 全域(佐渡市及び栗島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～: 軽井沢町、御代田町 H24.10.1～: 軽井沢町、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.11.20解除: 小海町、南牧村(マツタケに限る。) H24.10.11～: 佐久市(マツタケを除く。) H24.10.11～H27.11.20解除: 佐久市(マツタケに限る。) H25.10.1～: 小諸市(マツタケを除く。) H25.10.1～H27.11.20解除: 小諸市(マツタケに限る。) H25.10.21～: 佐久穂町(マツタケを除く。) H25.10.21～H27.11.20解除: 佐久穂町(マツタケに限る。)
	コシアブラ	H26.5.21～: 長野市、軽井沢町 H26.5.28～: 中野市、野沢温泉村 H27.5.28～: 木島平村
	肉	H29.12.7～H29.12.7一部解除: 富士見町(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～: 御殿場市、小山町 H25.10.3～: 富士宮市、富士市 H26.10.7～: 桐原市

* [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:令和元年5月13日現在

福島県	摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村</p> <p>H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 楠葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p>
野菜	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p>
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)</p> <p>H23.3.23～5.4解除: いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町</p> <p>新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村</p> <p>H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H27.2.18解除: 楠葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> <p>南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p> <p>H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)</p>
原木シイタケ(露地)	H23.4.13～: 飯館村
キノコ類(野生のものに限る。)	<p>H23.9.6～: 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)</p> <p>H23.9.15～: いわき市、棚倉町</p> <p>H23.9.20～: 南相馬市</p>
水産物	<p>イカナゴの稚魚 H23.4.20～H24.6.22解除: 全域</p> <p>ヤマメ(養殖を除く。) H24.3.29～: 新田川(支流を含む。)</p>
肉	<p>イノシシの肉 H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、楠葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村</p> <p>H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村</p>

※ [] の箇所は摂取制限の対象